

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害リスク

(1) 地震

当町のハザードマップでは、直下(深さ 5 km)で起こる地震ではマグニチュード 6.9 程度、また、プレート境界で発生する地震においては「元禄地震と同様の地震」ではマグニチュード 8 程度、「茨城県南部地震」ではマグニチュード 7.3 程度の地震の発生が想定されている。いずれの場合も最大震度 6 強が予想され、低地では震度及び液状化のリスクが高くなり、特に家屋や事業所が密集する中心市街地で建物倒壊の危険度が高くなることが示されている。また、地域防災計画では地震発生時のインフラ障害の中で特に上水道の支障率が高いと想定されている。

(2) 洪水

当町のハザードマップによると町を南北に貫流する栗山川が決壊した場合、特に町の南部において浸水の範囲及び水深が拡大すると予想されており、局地的には最大で 10 m の浸水が予想されているが、その大部分は水田である。住宅地や商業地では、浸水が想定される区域でも概ね 0.5m 未満と予測されている。

(3) 土砂災害

令和 2 年 12 月時点において、千葉県ホームページ「土砂災害警戒区域の一覧」に掲載されている区域(最終告示日:令和 2 年 9 月 29 日)が、町内に 116 箇所あり、うち 115 箇所が特別警戒区域に指定されている。なお、令和 3 年 5 月末までに指定される予定の区域が 25 箇所ある。また、急傾斜地崩壊危険区域(最終更新日:令和 2 年 7 月 14 日)の指定も 17 箇所あり、土砂災害が生じる恐れのある区域が町内全域に点在していることから、町全体に災害発生のリスクが潜んでいると認識すべきである。

(4) その他

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、当町でも震度 5 を観測し、全壊家屋 2 棟、半壊家屋 6 棟、一部損壊 1036 棟のほか、道路、橋梁、上水道などに被害があった。

また、令和元年台風 15 号では、倒木等により町内各所において電柱、電線等が破損したことから、広範囲で長期にわたる停電が発生した。停電の長期化に伴って断水や通信障害等も長期化したことにより設備の稼働停止や事業活動の停滞に起因する経済損失が拡大した。

2 商工業者の状況

(1) 商工業者数 751 人(出典:平成 28 年経済センサスー活動調査)

(2) 小規模事業者数 591 人()

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建 設 業	1 2 8	1 2 5	町内に広く分散している
製 造 業	6 0	3 8	工業団地を中心に町内に点在している
卸 売 業	3 6	2 9	町内に広く点在している
小 売 業	1 7 8	1 1 7	多古地区に集積している
飲食・宿泊業	7 0	5 7	多古地区に集中的に立地している
サービス業	1 6 6	1 1 4	町内に広く分散している
そ の 他	1 1 3	8 2	町内に広く分散している
合 計	7 5 1	5 6 2	

3 これまでの取組

(1) 当町の取組

①多古町地域防災計画の策定

当町では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、平常時の備え、災害発生時の対応及び災害復旧・復興の大綱を定めることにより、防災関係機関がその全機能を発揮して災害による被害の軽減、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、「多古町地域防災計画」を策定している。計画は、総則、地震編、風水害等編、放射性物質編、大規模災害編、公共交通等事故編及び資料編で構成されており、東日本大震災の教訓を踏まえて平成 28 年 3 月に全面改正している。

②防災訓練の実施

当町では、各種災害から町民の生命を守るため、また町民の防災意識高揚に資することと、過去の大規模災害の教訓から、地域コミュニティの絆による「自助」・「共助」の精神を醸成し、地域防災力の向上を図ることを目的に防災訓練を実施している。

③備蓄体制の整備

(ア) 公的備蓄の整備

当町では災害への備えとして「多古町備蓄品購入計画」に基づき計画的に備蓄品の整備を行っており、災害が起きてから救援物資が届くまでの 3 日分の避難者にとって必要不可欠な食糧や、飲料水、生活必需品を中心に備蓄している。

(イ) 家庭内備蓄の推進

当町では、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄について、3 日分以上の食料、飲料水、生活必需品を備蓄することなど、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を図っている。

④自主防災体制の強化

当町では、災害時に地域のつながりにより、住民が協力し自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織の設置促進や活性化を図っている。また組織への防災資機材の補助などの支援を行っている。なお、組織設立数は町内53行政区のうち、37行政区である。

(2) 当会の取組

- ① B C P (事業継続計画)に関する各種施策の周知
- ② 千葉県火災共済協同組合、民間損害保険会社等と連携した各種共済・損害保険への加入推進
- ③ 被災事業者に対する各種補助金(小規模事業者持続化補助金・千葉県中小企業復旧支援補助金等)の申請に対する支援
- ④ 日本政策金融公庫や県制度融資等の公的融資の斡旋
- ⑤ 国、県等が行った災害発生時の商工業関連被害状況調査への協力及び災害対策施策に関する説明会・個別相談会の実施

II 課題

- 1 当町の地域防災計画では「総則編 第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」の中に商工会が対応する事項として「町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力」・「救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん」・「融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力」・「災害時における物価安定への協力」が掲げられているが、被災事業者の復旧や地域経済の復興に関する具体的対応については記載がない。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当町と当会の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。
- 2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 3 B C P (事業継続計画)を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- 4 災害に関する平時・緊急時の対応(各種損害保険やB C P (事業継続計画)の作成等)を推進するノウハウを持った人員が不足している。

III 目標

- 1 発災時における連絡を円滑に行うため、当町と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 B C P (事業継続計画)策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やB C P (事業継続計画)作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 町広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP(事業継続計画)策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを策定

(3) 関係団体等との連携

- ① 近隣商工会及び損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように金融機関と協力、連携を図る。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期に復旧できるように、優先的な修繕・修理に向けて建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）支援を実施する
- ② BCP(事業継続計画)策定個別相談会に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP(事業継続計画)策定に向けて具体的に支援する。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当町担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP(事業継続計画)への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、

当町と当会とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年当町主催による全町的な防災訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を購入する。

防災備品 購入一覧

備品名	数量	備品名	数量
発電機	2台	携帯電話充電器	5台
携帯ラジオ	5台	携帯用LEDライト	5台
救急セット	3セット	ブルーシート	50枚
体温計（非接触型）	2個	乾電池	適宜
パソコン	2台	w e b会議用機材 （ソフト）	1個
w e b会議用機材 （カメラマイク）	3台		

※上記防災備品は本計画期間中（令和3年度から令和7年度）に購入する。

(7) その他

重要なデータの適切な保管と情報収集・発信手段等を整備する。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

① 当会事務局責任者は、発災後3時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。

※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当町と当会で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。

(ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

(イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。

(ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

- ② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
多古地区	理事	5人	大まかな被害状況の把握等
第三・中地区	理事	2人	〃
久賀地区	理事	4人	〃
常磐地区	理事	2人	〃

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当町と当会で共有する。

(多古町と多古町商工会で共有する被害規模の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

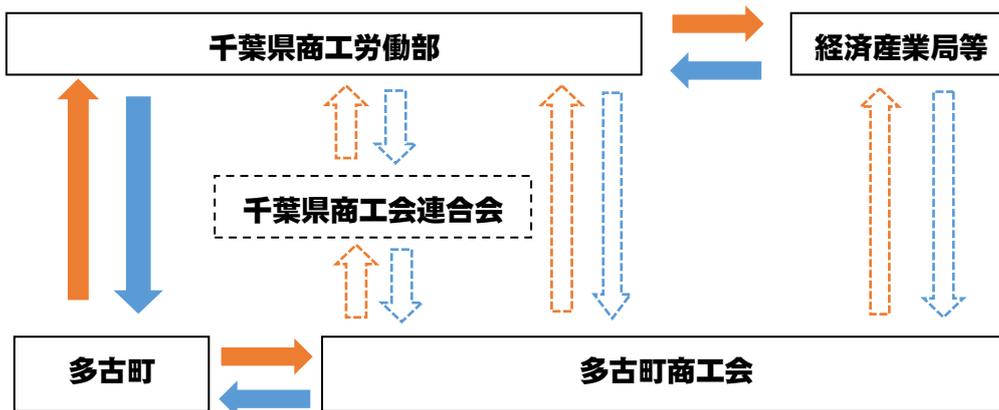
- ④ 多古町と多古町商工会は災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回以上共有する 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には、当会役職員が直接町役場を訪問し、被害情報等を報告する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。



- (2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。
 当町及び当会からの要請等に基づき、当会の役員と職員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。
 ※役員は被災地域以外の者とする。
- (3) 当町と当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。
- ① 確認方法
 当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を地区ごとに組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。
 構成員／班長：役員1名 班員：役員1名、職員1名
 ※役員は被災地域以外の者とする。
- ② 被害額の算定方法
 被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当町であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- (4) 当町と当会が共有した上記の（2）及び（3）の情報は千葉県の指定する方法にて当町より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。
- 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援
 当会による支援は次のとおりとする。
- (1) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。
 - (2) 当会の発電機等機材を貸出する。
 - (3) ブルーシート等を配布する。
 - (4) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
 - (5) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
 - (6) 前記3の（3）で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

(7) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町の施策）を地区内小規模事業者等へ周知する。

(8) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、町の施策）の説明会及び個別相談会を開催する。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

(1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者を支援する。

(2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。

(3) 被災小規模事業者が小規模事業者持続化補助金や復興助成金、給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。

(4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資等の融資を斡旋する。

(5) 事業再建計画の策定を支援する。

6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

① Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。

② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

(2) 流行時の対策

① 当会職員の勤務について、交代勤務（在宅勤務）を導入する。

② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。

③ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。

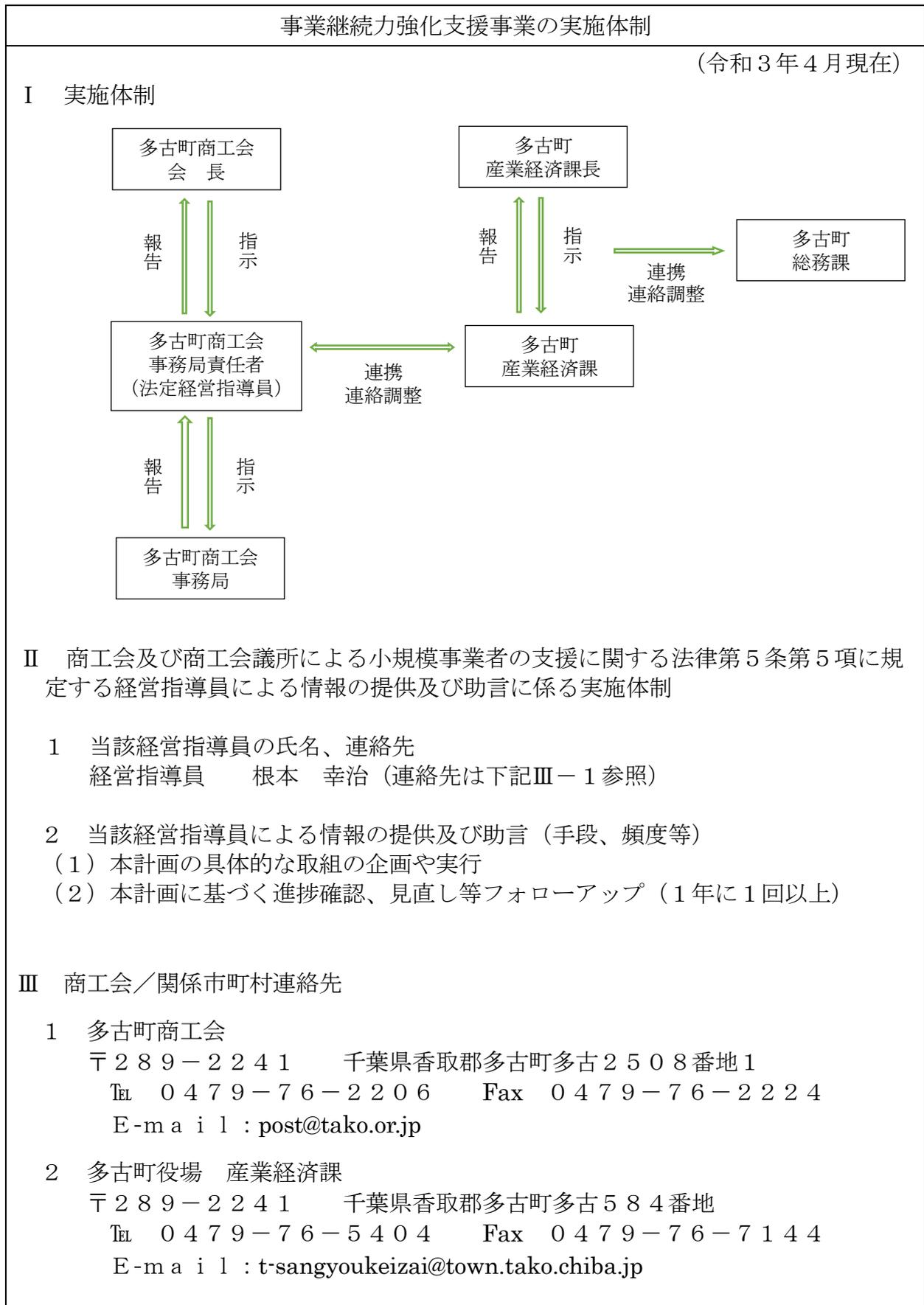
④ 当会職員のいずれかが感染した場合は県や保健所等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	250	250	200	200
BCP策定セミナー・個別相談会関係費					
専門家謝金・旅費	50	50	50	50	50
通信費・消耗品費	50	50	50	50	50
防災備品購入費	200	150	150	100	100

調達方法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、町補助金 等